

県南広域振興局長告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年5月11日

県南広域振興局長 田村均次

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371200148	社会福祉法人聖愛育成会	聖愛園訪問入浴サービスステーション	奥州市江刺区愛宕字八日市51番地3	平成24年3月31日